

法で規定する退職金制度の主なもの

緑：比較有利 黄色：比較不利

	選択型確定給付企業年金 (企業型DB)	選択型確定拠出企業年金 (企業型DC)	中小企業退職金共済 (中退共)	特定退職金共済 (特退共)
根拠法令	確定給付企業年金法	確定拠出企業年金法	中小企業退職金共済法	所得税法施行令第73条
運営主体	信託銀行・保険会社	銀行・保険会社	独立行政法人勤労者退職金共済機構	商工会議所・商工会等（特定退職金共済団体）
対象企業	制限なし	制限なし	中小企業基本法上の企業	従業員数・規模に関係なく商工会議所の地区内に事業所を持つ事業主
加入要件	任意・役員OK	任意・役員OK	従業員全員加入要	従業員全員加入要 (パート等は除外可)
加入年齢	70歳未満	70歳未満	制限無し	65歳6ヶ月未満
加入制限	役員OK	役員OK	役員は不可	役員は不可
国の助成	なし	なし	あり	なし
税制優遇	あり	あり	あり	あり
社会保険料	軽減OK	軽減OK	軽減不可	軽減不可
掛金負担	前払受取制度導入により 実質個人のみ	前払受取制度導入により 実質個人のみ	会社（会社負担分は損金計上可）	会社（会社負担分は損金計上可）
拠出掛金	1,000円～給与の20% (上限40万円) ※積立不足が発生する場合、掛金引上げされることあり	1,000円～55,000円 (iDeCo併用時、上限変更あり)	5,000円～30,000円の16段階 (短時間労働者は、2,000円～4,000円) ※掛金減額には従業員同意、または厚生労働大臣の認定書が必要	1,000円～30,000円の16段階 ※掛金減額には従業員同意、または厚生労働大臣の認定書が必要
運用	基金が運用	加入者自ら	勤労者退職金共済機構が運用	保険会社等
運用成績による受取額の変動受給額	変動なし	変動あり	退職時の掛金年数によっては元割れあり	退職時の掛金年数によっては元割れあり
自己都合退職 懲戒解雇	減額可	減額不可	減額不可	減額不可
中途脱退	労使合意の上、積立不足があれば一括支払要	労使合意の上、厚生労働省の認可要	労使合意の上、厚生労働省の認可要	被共済者の同意、掛金納入の継続が著しく困難であると商工会議所が認めたとき
受給方法	一時金または年金	一時金または年金	一時金または分割払い	一時金または年金
受給時期	退職時・休職時 育児休業・介護休業時	原則60歳以上	退職後	退職後
運用先商品	選択不可	NISAと比較して少ない	選択不可	選択不可
コスト(20名の場合)	初期費用：30万円～ 事務費：9,800円/月～	初期費用：32万円～ 事務費：30,000円/月～	掛金除き負担なし	掛金除き負担なし

※上記は、一般的な規定です。運営会社等の定めにより変わります。

年代ごとに考慮すべき制度

年代	20代～	30代～	50代～	50代～
収入/資金余裕	低い	→→→→→→→→→→→→→→→→	→→→→→→→→→→→→→→→→	高い
所得控除の効果	低い	→→→→→→→→→→→→→→→→	→→→→→→→→→→→→→→→→	高い
オススメする制度	NISAの割合高くする	→→→→→→→→→→→→→→→→	→→→→→→→→→→→→→→→→	iDeCo/企業年金の割合高くする
	中途退職時・独立開業・生活費等の柔軟な資金需要に向く 拠出自由なNISAがオススメ 若い時から始めれば「長期・積立・分散」効果が期待可能		年収が高いと税率もあがり、所得控除による所得税削減効果が期待可能 報酬月額が、厚年上限超過していれば年金への影響受けず恩恵享受可能	

iDeCo。企業型DCの盲点

所得控除の税制優遇ありますが、一時金で拠出時にはNISAと異なり掛金も所得として税金計算されます。

拠出時に利益が少ないにもかかわらず、掛金が非常に大きい場合は注意する必要があります。

例) 掛金5万円/月×15年=900万円+利益50万円のときで退職所得控除を使い切っていた場合、950万円×1/2に税金が課されます

毎年の年末調整で実施される所得控除で税額は軽減されているものの、拠出時には掛金総額を下回る可能性もあります

この場合は、給与年収にもよりますが一時金ではなく年金払いを選択して雑所得の控除を利用すると税額軽減されるかもしれません